

太田市国民健康保険出産育児一時金受領委任払制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、太田市国民健康保険条例（平成17年太田市条例第170号）第5条に規定する出産育児一時金（以下「出産育児一時金」という。）の受領委任払を実施することにより、被保険者の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「出産育児一時金受領委任払」とは、太田市国民健康保険の被保険者（以下「被保険者」という。）の属する世帯の世帯主が、出産育児一時金の受領の権限を委任払取扱機関に委任することにより、市が当該委任払取扱機関に対し出産育児一時金を支払うことをいう。

2 この要綱において「委任払取扱機関」とは、原則として太田市内の国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第36条第3項に規定する保険医療機関及び医療法（昭和23年法律第205号）第2条に規定する助産所をいう。

(対象者)

第3条 出産育児一時金受領委任払の適用を受けることができる者は、出産育児一時金の支給を受けることが見込まれる妊娠4箇月以上の被保険者（以下「出産予定者」という。）の属する世帯の世帯主とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する世帯に属する者は除く。

- (1) 国民健康保険税の滞納があり、かつ、今後継続的な納付が見込まれない世帯
- (2) 法第9条第3項又は第4項に規定する被保険者資格証明書の交付を受けている世帯

(対象費用)

第4条 出産育児一時金受領委任払の対象となる費用は、出産予定者が分娩に要する費用とする。

(申請)

第5条 出産育児一時金受領委任払の適用を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、委任払取扱機関の同意を得て、出産育児一時金受領委任払適用承認申請書（様式第1号。以下「適用申請書」という。）に、出産予定者が妊娠4箇月以上であることを証明する書類を添えて、市長に申請するものとする。

(決定及び通知)

第6条 市長は、前条の申請を受けたときは、申請者の出産育児一時金受領資格等を審

査し、出産育児一時金受領委任払の適用について決定する。

2 市長は、前項の審査の結果について、出産育児一時金受領委任払適用承認・不承認決定通知書(様式第2号)により、申請者及び委任払取扱機関に通知するものとする。

(支払)

第7条 出産育児一時金受領委任払の適用承認を受けた申請者(以下「適用承認者」という。)は、出産予定者が出産後、速やかに太田市国民健康保険給付に関する規則(平成17年太田市規則第147号)第2条に定める出産育児一時金支給申請書に、出産予定者が分娩に要した費用に係る委任払取扱機関からの請求書を添付して、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは当該委任払取扱機関の受領委任額を確定し、当該委任払取扱機関に出産育児一時金を支払う。この場合において、受領委任額が出産育児一時金支給額に満たないときは、当該出産育児一時金支給額から当該受領委任額を減じて得た額を適用承認者に支払うものとする。

(変更届出)

第8条 適用承認者は、適用申請書の記載事項に変更が生じたときは、出産育児一時金受領委任払適用承認申請変更届(様式第3号)を速やかに市長に届け出るものとする。

(受領委任払の取下げ)

第9条 適用承認者は、出産育児一時金受領委任払の申請を取り下げるときは、出産育児一時金受領委任払適用承認申請取下書(様式第4号)を速やかに市長に提出するものとする。

(委任払取扱機関の変更)

第10条 適用承認者は、委任払取扱機関を変更するとき、変更前の委任払取扱機関に係る前条の取下げを行った後、改めて第5条の申請を行うものとする。

(取消し)

第11条 市長は、適用承認者又は出産予定者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、受領委任払を取り消すことができる。

(1) 出産予定者が出産日前に太田市国民健康保険の資格を喪失したとき

(2) 出産予定者が適用申請書の同意欄に記入した当該委任払取扱機関以外で出産したとき

(3) 適用承認者が偽りその他不正の行為により受領委任払の承認を受けたとき

2 前項の場合において、市長は、適用承認者及び当該委任払取扱機関に出産育児一時

金受領委任払適用承認取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（その他）

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の太田市国民健康保険出産育児一時金受領委任払制度実施要綱（平成14年4月1日太田市制定）、尾島町国民健康保険出産育児一時金受領委任払制度実施要綱（平成15年尾島町要綱第16号）、新田町国民健康保険出産育児一時金受領委任払制度実施要綱（平成15年4月1日新田町制定）又は藪塚本町国民健康保険出産育児一時金受領委任払制度実施要綱（平成16年4月1日藪塚本町制定）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。